

# 特定商工業者制度について

商工会議所は「商工会議所法」に基づく会員組織であるとともに、地域内商工業の総合的な発展と社会一般の福祉増進を図ることを目的とする、極めて公共性の高い経済団体です。

そのため、商工会議所法では、ある一定規模以上の企業（特定商工業者）にその登録（法定台帳の提出）と経費負担（負担金の納入）をご提供いただき、その地域の商工業の実態把握を行いデータ活用することを目的とした**特定商工業者制度**が設けられております。（「商工会議所法」の法定台帳に関する条文抜粋（第10条～12条）参照）

## あなた（貴社）は特定商工業者ですか？

毎年、4月1日現在において、それまで引き続き6ヶ月以上、北見商工会議所管轄地区内に本社をはじめ支店・営業所・事務所・工場・事業場を有する**商工業者が会員・非会員問わず対象事業所**となります。

START

法人ですか？個人ですか？

法人

個人

資本金額または払込済出資総額が  
300万円以上ですか？

はい

いいえ

\*従業員が20人以上ですか？  
(商業・サービス業は5人以上)

はい

いいえ

あなた（貴社）は**特定商工業者**です

法定台帳を作成・管理・運用するための経費（法定台帳負担金：年額1,500円）をご負担いただきます。

※会員の方は負担金（1,500円）が会費に含まれておりますので、お支払いいただく必要がありません。

※但し、特定商工業者に該当する会員が退会された場合は、ご負担いただく費用となりますので、予めご承知おきください。

あなた（貴社）は  
**該当しません**

\*「商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律」（平成16年4月28日公布・平成16年法律第39号）の施行にともない、平成17年4月1日より従来の「法人事業税額（又は鉱産税額）」による該当基準が廃止され、新たに「従業員数」による基準が設けられました。本制度における「従業員」とは、「事業所に常時雇用されている人」を指し、具体的には、期間を定めずに雇用されている人、又は、1か月を超える期間を定めて雇用されている人が対象となります。正社員以外の嘱託、パートタイマー、アルバイト、家族従業者等であっても上記に該当すれば従業員に含まれます（無給役員、派遣社員は含まれません）。

# 特定商工業者とは？

参考資料

「商工会議所法」（法律第143号 昭和28年8月1日公布）の法定台帳に関する条文抜粋

## 法定台帳の作成

第10条 商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。

（2～6項まで略）

7 特定商工業者は、第1項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

## 法定台帳の運用及び管理

第11条 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

## 負担金

第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

（注）第12条第1項の経済産業大臣の権限は商工会議所法施行令第7条により北海道知事に委任されている